
参考資料 1 (地域特性に応じた取組事例)

地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）①

畜産×脱炭素で生み出す 産業の持続的な成長と良好な生活環境 （北海道鹿追町）

<対象エリア>

役場周辺エリア、瓜幕エリア、然別湖エリア、エネルギー供給エリア、公共施設群等

<取組内容>

- 対象エリアに畜産ふん尿由来の**バイオガスプラント**や**太陽光発電**由来の再エネを供給して脱炭素化するとともに、**農業の持続的な成長と良好な生活環境の創出**を両立
- バイオガスプラントの余剰熱を活用したチョウザメ養殖やマンゴーの冬期栽培に活用するほか、**水素**を製造して充填・燃料電池に供給し、**電気・熱の常時供給体制構築**



余剰熱を活用したチョウザメ飼育



冬期のマンゴー栽培（出典）鹿追町HP

地域共生型風力発電導入と 森林資源の最大限活用による過疎地域の活性化 （岩手県久慈市）

<対象エリア>

山形町（旧山形村）全域

<取組内容>

- 地域環境に配慮した**地域裨益型風力発電**・太陽光発電を導入して**過疎地域に指定されている旧山形村全域の脱炭素化・活性化**を推進
- 地域の主要産業である林業や地元の高校と連携し、**バーク（樹皮）**を燃料とした木質バイオマス熱電併給の導入により、バークの**処理費用低減、林業再生・雇用創出**を図る



木質チップボイラ



廃棄物として処理しているバーク(樹皮)



持続可能な林業の振興

地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）②

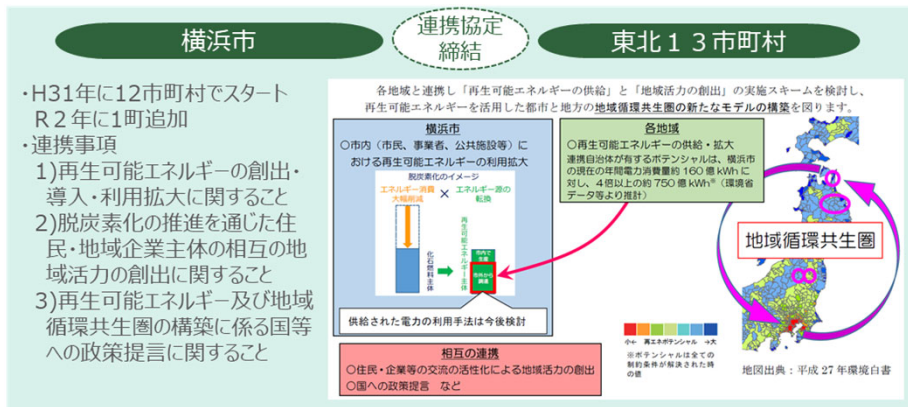
再エネ大量導入のハードルが高い都市部の脱炭素化 （神奈川県横浜市）

<対象エリア>

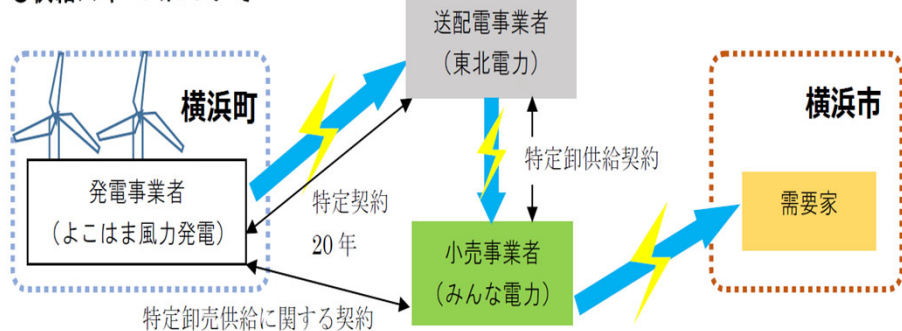
みなとみらい21地区

<取組内容>

- エネルギー需要量の高い**みなとみらい21地区**の商業施設を、**市営住宅等を活用した太陽光発電導入、東北13市町村等からの再エネ電気調達、大規模デマンドレスポンス（需要調整）**により脱炭素化し、都市間の競争力を向上



○供給スキームについて



港町からはじまる脱炭素リノベーション （静岡県静岡市）

<対象エリア>

清水駅東口エリア、日の出エリア（海洋観光開発エリア）、恩田原・片山エリア（工業物流エリア）

<取組内容>

- 清水港製油所跡地等を活用した大規模開発が進められている清水駅東口エリアをはじめとした各エリアの脱炭素化とFCバスによるグリーンモビリティを推進し、**地域と産業のトランジションモデルを構築**
- 住民所得の域外流出抑制と資金の域内循環を実現し、**約80億円の直接投資と約26億円の波及効果**を創出



清水駅東口・江尻地区

地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）③

大学跡地活用・観光農園のソーラーシェアリングによる生涯活躍のまちづくり（奈良県三郷町）

<対象エリア>

FSS35キャンパス(奈良学園大学三郷キャンパス跡地)、農業公園信貴山のどか村、三室山コープタウン

<取組内容>

- 大学跡地を活用して整備する交流施設に導入するEMSセンターや観光農園を活用した営農型太陽光発電において、**高齢者や障害者の雇用を創出**
- 地域内独自の無線ネットワークとEMSを連携し、脱炭素×高齢者の見守りによる**暮らしやすいまちづくり**を推進
- さまざまな年代の多種多様な人たちが交流する場を提供し、環境教育を通じて町全体の脱炭素化に繋げるとともに、**生涯活躍のまちづくり**を推進



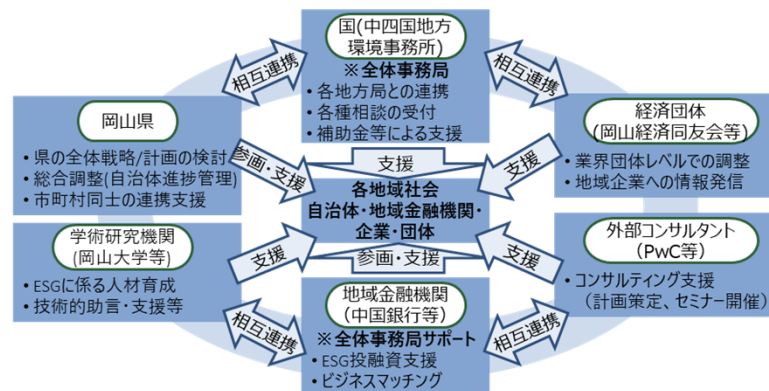
森とくらしの資源循環による脱炭素化と木材関連産業活性化（岡山県真庭市）

<対象エリア>

公共施設群

<取組内容>

- 広葉樹林や耕作放棄地における早生樹を活用した**木質バイオマス発電所の増設**等により、**地域エネルギー自給率100%**を目指す
- **生ごみ等資源化施設**で、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵させて**バイオガス発電**を行うとともに、**バイオ液肥**は市内農地で活用して**地域資源循環システム**を構築



地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）④

水道施設の脱炭素化によるBCP強化 荒廃農地有効活用による景観悪化・害虫の課題解決 （鳥取県米子市・境港市）

<対象エリア>

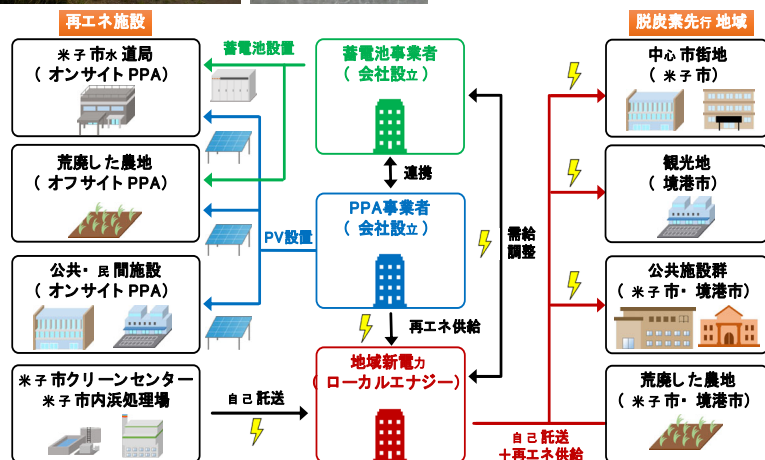
米子市・境港市の公共施設群

<取組内容>

- 水道局の施設用地に太陽光発電・蓄電池を設置することにより、**災害時の水道施設へ電力供給**を可能とし、BCP強化を図るとともに、水道施設のゼロカーボンと電気代削減を目指す
- 荒廃農地をオフサイトPPAで活用することで、公共施設に供給する再生エネの確保だけでなく、**雑草による景観悪化や害虫被害といった地域課題の解決**を図る



荒廃農地・害虫被害（出所：米子市）



取組の全体像（出所：米子市）

災害復興と中山間地域の脱炭素化 （熊本県球磨村）

<対象エリア>

三ヶ浦地区・神瀬地区・一勝地地区全域、住生活エリア（災害公営住宅が大規模整備される村総合運動公園一帯）、全村有施設、避難所に指定する民間業務施設群

<取組内容>

- 地域新電力と連携し、集合災害公営住宅等に**自家消費型太陽光発電・蓄電池**を導入し、**令和2年7月豪雨からの復興**とレジリエンス強化を実現
- **ソーラーシェアリング**により、農家の高齢化に伴い荒廃した農地・林地を再生し、**獣害の減少や地域コミュニティを維持と水害時の孤立地域の非常用電源を確保**



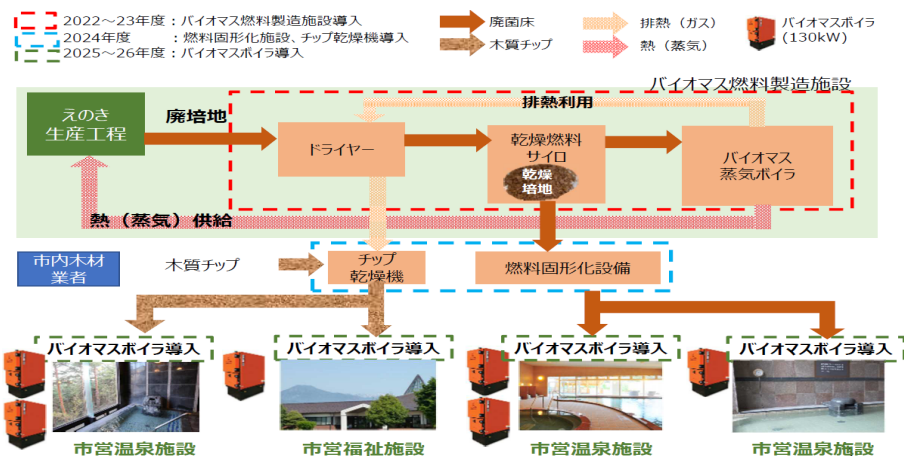
田舎の体験交流館さんがうら

地域特性に応じた取組事例（重点対策加速化事業）①

安曇野市における地域資源活用による 脱炭素化推進事業 (長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化**することで**バイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消**する計画
- 乾燥廃培地には畜産農家の飼料や、農家や家庭菜園のたい肥としての用途もある。バイオマスボイラの燃料として乾燥チップを併用することで、乾燥廃培地のこれらのニーズへの対応も可能となる。廃培地の使用メニューが増え、長野県に限らず**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す
- その他の取組として、公共施設にPPA事業による太陽光発電設備を導入するほか、民間会社への自家消費型太陽光発電設備の導入を計画

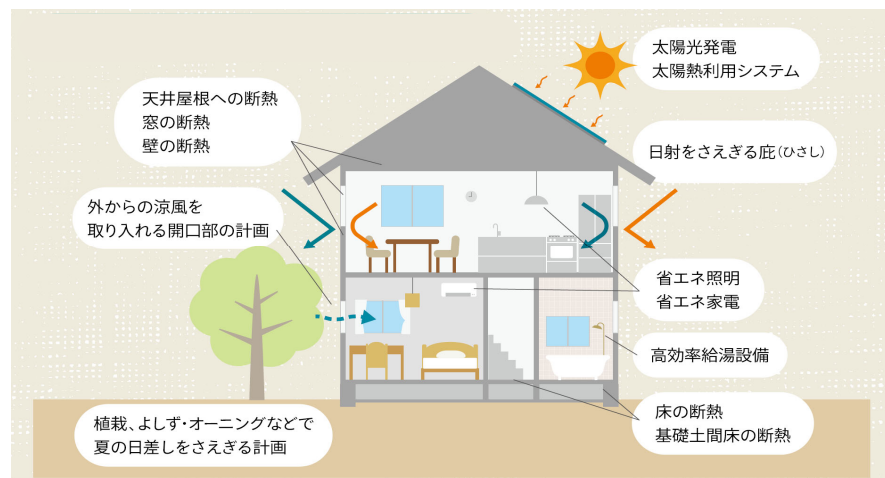
バイオマス利用スキーム



雪国型脱炭素化モデル推進事業 (新潟県)

- 新潟県の気候的特徴として、**全域が豪雪地帯**であり、うち18市町村が特別豪雪地帯に指定されており、特に県境の山沿いで降雪が多くなるため、家庭部門では、**暖房由来の排出量が全国平均の約2倍**
- 断熱性能をZEH基準よりも高めた**新潟県版雪国型ZEHの普及**により、**暖房由来のCO2排出量が高いという家庭部門の課題解決**とともに、**健康的な脱炭素型ライフスタイルの普及**を目指す
- その他の取組として、県有施設への自家消費型太陽光発電設備（PPA）の導入をするほか、県民住宅の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を計画

新潟県版雪国型ZEHのポイント

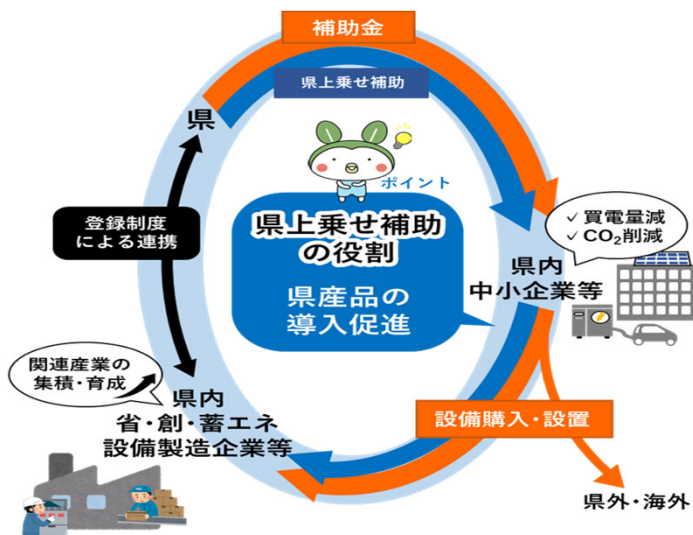


地域特性に応じた取組事例（重点対策加速化事業）②

地域特性を活かした省・創・蓄エネ設備の導入促進による 脱炭素社会実現計画 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源**や**河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先進的な技術を有する企業**が集積している
- 省・創・蓄エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内事業者の育成**を図る
- 太陽光発電設備やEV・充電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な具有施設を選定し、**ゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点として整備**する

取組イメージ



※民間事業者向け間接事業

魚津市「水でゼロカーボン」重点対策加速化事業 (富山県魚津市)

- 市域の中で水循環が完結する特徴的な地形を有していることから、「**水**」が**重要な地域資源**となっている
- **市、地元電力会社、コンサル会社、金融機関および土地改良区等と連携したオフサイト型PPA**で、**急峻な地形を活かした小水力発電の整備・運営**を検討しており、**地域裨益モデルの好事例**となることを目指す。市内には小水力発電設備メーカーも存在していることから、**横展開による経済効果も期待**することができる
- その他の取組として、**公共施設や民間事業者、個人住宅への太陽光発電設備の導入**や**個人住宅向け高効率給湯器等の導入**を計画

小水力発電設備設置箇所イメージ



参考資料 2（自治体が定めたKPIの事例）

自治体が定めたKPIの事例①

市町村	期待される効果		
	指標	現在	最終年度
鹿追町 P1 参照	暮らしの質の向上(環境)・災害対応力の強化		
	集中型バイオガスプラント設置等による循環型社会構築(乳牛ふん尿処理頭数)	4,300頭	10,300頭
	暮らしの質の向上(交流人口の増加)		
	ワーケーション受け入れ回数	3回/年	12回/年
	ゼロカーボン連携企画実施数(環境教育、セミナー、研修等)	3件/年	12件/年
	省エネ診断実施件数	0件/年	3件/年
	地域経済循環		
	地域新電力売電量	0MWh	18,376MWh
	新規雇用者数	0人	20人
	防災効果・地域経済循環		
	公共での太陽光発電導入容量	477kW	1,477kW
	暮らしの質の向上(交通・健康)		
	公用車の脱炭素車両の導入台数	0台	20台
カーシェアリング利用者数	0人	1,500人	
徒歩・自転車通勤実践率	51%	80%	

静岡市 P2 参照	地域経済効果		
	脱炭素先行地域に関連する企業等の投資累計額	0円	80億円(2030年度)
	脱炭素先行地域の取組を通じた域外へのエネルギー代金流出抑制額	0円	約2.6億円(2030年度)
	防災効果		
	災害時に市民・事業者が公共施設や脱炭素先行地域で活用できる蓄電池の設備容量	907kWh	10,000kWh(2030年度)
	森林整備面積	30,234ha	38,000ha以上(2030年度)
	暮らしの質の向上		
脱炭素先行地域周辺の交流人口数	約400万人	約650万人(2030年度)	
市民一人当たりの温室効果ガス排出量	7.55t-CO2	4.52t-CO2(2030年度)	

自治体が定めたKPIの事例②

市町村	期待される効果		
	指標	現在	最終年度
米子市 P4 参照	水道施設の事業継続		
	水道施設への非常時再エネ電力供給時間	0時間	72時間以上
	荒廃した農地活用の資金創出		
	荒廃した農地の活用面積(米子市と境港市の合計)	0m2	100,000m2(2市合計)
真庭市 P3 参照	民間企業の事業創出		
	新規エネルギー関連会社設立数	0社	2社
	木質バイオマス発電によるCO2削減		
球磨村 P4 参照	木質バイオマス発電所の増設によるCO2削減量	114,851t-CO2	206,000t-CO2(2029年度)
	ごみ処理コストの削減		
	可燃ごみの量	可燃ごみ量 10,885トン	可燃ごみ量 7,800トン(2029年度)
	低コスト農業の実現		
	バイオ液肥利用農地面積	18ヘクタール	160ヘクタール(2029年度)
	防災対応効果		
	避難所への太陽光発電、蓄電池、充放電設備設置	3か所	15か所(2029年度)
	観光への波及効果		
	バイオマスツアー参加者数	800人/年	3,000人/年(2029年度)
	暮らしの質の向上		
地域経済効果	利便性の向上による利用者の増加	4,167人/年	5,500人/年(2029年度)
	地域経済効果		
	地域新電力事業による収益等の地域内還元(基金拠出金額)	年間400,000円	年間2,500,000円
	防災効果		
	非常時電源容量(蓄電池容量)	15kWh	5,500kWh
くらしの質の向上	くらしの質の向上		
	地域新電力からの電力購入世帯数	5戸	800戸
	耕作放棄地の再生面積	実績なし	36,000m2

参考資料 3（脱炭素先行地域に対する各府省庁の支援）

脱炭素先行地域に対する各府省庁の支援



- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援も含め、関係府省庁が連携して、「**地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み**」としてとりまとめている。
- **1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みを掲載（令和4年度補正及び令和5年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 各府省庁において、それぞれの施策目的に応じ脱炭素に係る支援措置が講じられているが、脱炭素先行地域に選定された場合には、施策間の連携として、配慮措置等を受けることができる事業が**32事業**ある。
 - ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、自家消費のための再エネ設備の導入等を主な対象（売電を主目的とするものは対象外）としており、その他、国有施設やFS調査など対象外のものあり。
 - ※地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、2025年までを集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していくこととされている。

<脱炭素先行地域に選定された場合に配慮措置等が受けられる主な例>

府省庁	事業名	事業内容	配慮措置等
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等）	脱炭素事業とデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、主に設備整備導入が対象	採択審査時に加点
文部科学省	国立大学・高専等施設整備	国立大学や高専のZEB化等、カーボンニュートラルに向けた先導的・効率的な取組の推進 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、国有施設等は対象外	事業選定時に加点
農林水産省	みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消対策）	家畜排泄物等のバイオマスを活用したバイオガスプラント導入等の支援 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、設備導入事業を対象としており建屋が対象外のほか、バイオ液肥関係等も対象外。	採択審査時に加点
経済産業省	需要家主導による太陽光発電導入促進補助金	オフサイト太陽光発電(2MW以上)の導入 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、自家消費のための再エネ設備を対象としており、システムを利用するオフサイト太陽光発電は、2MW未満までを対象	採択審査時に加点
経済産業省	系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再生可能エネルギー導入加速化事業	再エネの出力変動に対応する系統用蓄電池等の導入 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、系統に接続しない蓄電池を対象としており、系統用蓄電池は対象外	採択審査時に加点
経済産業省	水力発電の導入加速化事業	水力発電の事業化に向けた初期調査等への支援 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、中小水力発電設備導入を対象としており、FS調査等は対象外	採択審査時に加点
国土交通省	既存建築物省エネ化推進事業	既存オフィスビル等の省エネ改修への支援 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、ZEB化水準を前提とした省エネ改修を対象としており、当該水準以外の改修は対象外	評価時に加点

脱炭素先行地域に対する各府省庁の支援（活用事例）

阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造 （熊本県）

- RE100を標榜する世界的半導体メーカーTSMC及び関連企業の進出に合わせ、阿蘇くまもと空港及び隣接する産業集積拠点を中心としたエリアにおいて、民間施設に太陽光発電・蓄電池を導入するとともに、ダム湖の水上太陽光発電、木質バイオマス発電等を導入
- 事業系廃棄物等を原料とするバイオガス発電の副産物で発生する消化液の利活用にあたって、バイオ液肥散布車両・液肥タンクを導入するが、本交付金の対象外であることから、**みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消対策）（農林水産省）**を活用予定

過疎地域を未来に向けて発展させる脱炭素先行地域の提案 （岩手県久慈市）

- 地域環境に配慮した地域裨益型風力発電・太陽光発電を導入して過疎地域に指定されている旧山形村全域の脱炭素化・活性化を推進
- 地域の主要産業である林業や地元の高校と連携し、バーク（樹皮）を燃料とした木質バイオマス熱電併給の導入により、バークの処理費用低減、林業再生・雇用創出を図る
- 市有地等へのオフサイト太陽光発電（約4MW）の導入にあたって、本交付金の対象外であることから、**需要家主導による太陽光発電導入促進補助金（経済産業省）**を活用予定

公共施設群等における再エネ最大導入・最適運用モデルと横展開による地域産業の競争力強化 （福岡県北九州市）

- 産業都市として、脱炭素を活かした中小企業含む産業競争力強化が課題
- 北九州都市圏域の公共施設等を活用し、再エネ・EV/蓄電池の第三者型所有モデルを構築し、中小企業等へ展開し、脱炭素と生産性向上を支援
- 地域内での再エネ電源の有効活用に向けた大規模系統用蓄電池の導入にあたって、本交付金の対象外であることから、**系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再生可能エネルギー導入加速化事業（経済産業省）**を活用予定

109万市民の"日常"を脱炭素化 ～「働く人」「暮らす人」「訪れる人」が豊かな時間を過ごせる"新たな杜の都"～ （宮城県仙台市）

- 既築ビルが立ち並ぶ定禅寺通エリアにおける脱炭素リノベーションを実施する際に、ZEB化水準に満たない省エネ改修にあたって、本交付金の対象外であることから、**既存建築物省エネ化推進事業（国土交通省）**を活用予定
- 市内最大の住宅地である泉パークタウンエリアでは、太陽光発電・蓄電池に加えて、DR/VPPによるエネルギーマネジメントシステムを導入し、国立大学法人東北大学の知見も活用し、市民の行動変容施策に繋げていく。
- 「働く・集う場所」、「暮らす場所」、「学ぶ・楽しむ場所」の脱炭素化を実現するとともに、レジリエンス強化や地域活性化

参考資料 4 (温対法、温対計画 等)

1 改正温対法の条文



地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（基本理念） <地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後>

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

（国及び地方公共団体の施策） <地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第60号）による改正後>

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等） <地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後>

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

2-1 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）



第3章 目標達成のための対策・施策

第3節 公的機関における取組

○地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

③具体的な取組項目及びその目標

- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- ・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

○地方公共団体実行計画（（区域施策編）に基づく取組の推進）

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための施策を推進する。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。また、地域の多様な課題に応える脱炭素に資する都市・地域づくりや、循環型社会の形成の推進に取り組む。施策の推進に当たっては、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）で示された「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、地域間での連携を図りつつ、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを推進する。

2-2 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）



第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

1. 脱炭素先行地域づくり

地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、国も積極的に支援しながら、広く住民の理解を得て、脱炭素先行地域づくりを進める。少なくとも100か所の地域で、2025年度までに以下に示すような脱炭素に向かう先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出については実質ゼロ又はマイナスを実現し、その他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度削減目標と照らして十分なレベルの削減を実現することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる。

2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けては、脱炭素先行地域だけでなく、全国各地で、地方公共団体・企業・住民が主体となって、排出削減の取組を進めることが必要である。そのためには、あらゆる対策・施策を脱炭素の視点をもって取り組むことが肝要であるが、特に、以下の重点対策について、国も積極的に支援しながら各地の創意工夫を凝らした取組を横展開し、全国津々浦々の全ての地域で実施していく。

- ・ 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入
- ・ 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの立地促進
- ・ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー電気調達の推進や、更新や改修時のZEB化誘導
- ・ 住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上
- ・ ゼロカーボン・ドライブの普及
- ・ 資源循環の高度化（循環経済への移行）
- ・ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ・ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

3. 脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策

（1）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

地域の脱炭素は、地域のあらゆる主体が携わることにより実現する。特に、それぞれの地域において、地方公共団体、金融機関、中核企業等を核にした体制を構築し、ここに多様な地域企業や公共機関が参画することにより、それぞれの持つインフラや人脈、ノウハウ等を用いて連携協力し、地域の強みをいかした地域課題の解決につながる事業や政策を企画する。

地域の取組に対して、国は、人材・情報・技術・資金の面から積極的に支援する。

（資金）

脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。支援に当たっては、民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用も含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施する。

3 主な政府決定文書における関連記載

経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）（抄）（令和5年6月16日閣議決定）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速

（グリーントランスフォーメーション（GX））

今後10年間で150兆円超の官民GX投資の実現を目指し、GX推進法（※23）に基づくGX推進戦略を定め、今年度から発行する将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援を規制・制度措置と一体的に講ずるなど、「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行する。

地域・くらしの脱炭素化に向けて、中小企業等の脱炭素経営や人材育成への支援を図りつつ、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定するなどGXの社会実装を後押しする。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版（抄）（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅷ. 経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

（3）デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保

③持続可能な地域経済社会の実現 i) 消費者の行動変容、地域主導の取組の推進

地域・くらしの脱炭素化を実現するため、国民運動を通じ、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、需要を喚起する。また、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、取組を後押しする**。さらに、地域の動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。

成長戦略等のフォローアップ（抄）（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅳ. 「経済社会の多極化」関連のフォローアップ

1. 「デジタル田園都市国家構想の推進」関連（1）GXへの投資

（地域・くらしの脱炭素化）

・地域・くらしの脱炭素化を進めるため、交付金の拡充や株式会社脱炭素化支援機構による出資等を行うとともに、温対法の地域脱炭素化促進事業の更なる促進のための方策について検討し、制度的対応を含め、2023年度以降所要の措置を講ずる。

4 団体からの要望

要望団体名	要望事項	内容
全国知事会 (令和5年7月26日)	脱炭素社会の実現	<p>(2) 自治体での地域共生型再生可能エネルギーの大量導入や省エネルギー対策の推進により、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、今後10年間で20兆円規模を発行するとされる「GX経済移行債」も活用し、自治体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。</p> <p>「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」については、各自治体で計画した事業が確実に実施できるように、予算規模や申請上限額、事業年度を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。</p> <p>また、自治体自らが行う脱炭素化の取組を支援する「脱炭素化推進事業債」が創設されたものの、用途が公共施設等の脱炭素化に限られている上、使途に制限があることから、制度を見直すとともに、事業期間についても延長を図り、継続的に地域の脱炭素化を支援すること。さらに、上記によらない自治体の取組を支援するため、国庫補助事業の地方負担分はもとより、自治体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、地域の脱炭素の取組が加速するよう、脱炭素化推進事業費を増額した上で、大胆かつ十分な地方財政措置を講じること。</p>
全国市長会 (令和5年6月7日)	脱炭素社会の実現	<p>(3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を大幅に拡充するとともに、所要額を確保すること。</p> <p>また、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。</p>
全国町村会 (令和5年7月6日)	脱炭素社会の推進	<p>(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。</p>
全国都道府県議会 議長会 (経済産業環境 委員会) (令和5年7月18日)	脱炭素社会の実現	<p>(2) 脱炭素社会の実現に向けて、洋上風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大が進むよう、人材育成や住民の理解促進等の施策に着実に取り組むこと。</p> <p>その際、産業構造やエネルギーの消費・生成の状況は地域ごとに異なることから、地域の実情に応じて、地方公共団体や企業が脱炭素化に取り組めるよう、技術的・財政的支援を充実すること。</p> <p>(3) 家庭・業務部門での脱炭素化を推進するため、住宅・建築物への太陽光発電設備の導入に対する支援を充実するとともに、省エネ化や省エネ家電のより一層の普及支援等省エネ対策を強化すること。</p> <p>なお、非常用電源の確保の観点から、家庭用蓄電池やガスコージェネレーションシステム導入者に対する国の助成策を大幅に拡充すること。</p>
全国市議会 議長会 (令和5年7月31日)	脱炭素社会の推進	<p>(1) 地方自治体が脱炭素社会の実現を目指すため、地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性が高く利用しやすい交付金を創設するとともに、様々な施策に取り組むための、長期継続的な財政支援措置を講じること。</p>
全国町村議会 議長会 (令和5年7月13日)	脱炭素社会の実現	<p>(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、意欲のある町村が積極的に活用できるよう、交付要件を緩和するとともに、所要額を継続的に確保すること。</p>